

シルバーカレッジ垂水会 伝言板



会からの一言

令和の新年号を迎えたと思っていましたら、早1か月が過ぎてしまいました。21期の諸先輩方から、垂水会の役員引継ぎを 4月13日にご丁寧に説明をいただいたものの…不安をいっぱい抱えたまま右往左往しているのが実態です。

昨年度、今年度と年度毎に新しく加入する人数が減少傾向にあり、現役シルバーカレッジ地域交流会への活動のアピールや新卒業生への情報発信をどのようにしたら効果があるか策を講じなければならないのでは…と感じつつも、22期の役員も僅か6名が実態です。

毎月の垂水会ニュースでは、地域活動状況や親睦行事等の興味ある情報をお伝えして、会員相互間のコミュニケーションを図り、より活発な垂水会を目指していきたいと思っています。会員の皆さま方のご協力を何卒よろしくお願い致します。

シルバーカレッジ垂水会 総務担当 岡本 増夫(健福22期)

今回配信の項目

1. 垂水会月次ニュース 6月号
2. 地域ボランティア活動へ参加しましょう(資料)
3. ボランティア保険加入へのお勧め
4. 令和最初の親睦行事「ちょっと歩いて親睦会」開催案内(再)
5. 第2回親睦会 グランドゴルフ案内(資料)
6. カレッジホールでランチタイム コンサートのご案内
7. サークル・クルレ「収穫祭」のご案内



事務局からの連絡

本メールの配信はシルバーカレッジ垂水会の役員が地域毎に分担して行っています。

本メールについてのお問い合わせ、ご意見等については、このメールの発信者への返信でお願いします。

なお、アドレスを登録されている会員の皆様には、メール添付で資料を配信させて頂いております。又、郵送希望の方々には、概ね6か月毎に纏めて郵送させて頂きしますので、ご理解の程お願いします。

今後、メールアドレスの変更等がある場合には、ご連絡よろしくお願い致します。

(本部事務局)

地域ボランティア活動へのお誘い

SC垂水会では、現在、8つの活動グループが、地域ボランティア活動を実施しています
 これらの活動グループは、永年の実績を有し、垂水会を支える活発な活動を行っています。



これらの活動グループの詳細は“グループわ”のホームページの地域活動-垂水区をご覧ください。

http://www.wa-net.jp/www-wa-net-jp/file/chiiki_08.html

各グループの活動に関心のある方は、下記の世話人に直接ご連絡いただき、活動の具体的な内容についてお尋ねください。

いきなり入会云々でなく、まず、説明を聞いたり、体験するなどして、ご自身が納得できることがスタートです。

みなさまの意欲とパワーに期待します。

SC垂水会会長 戸島 峰光

活動グループ世話役 連絡表

ボランティア活動グループ	世話役	期	電話	Eメール アドレス
垂水区行政支援	戸島 峰光	22期	219-5655	m_tojima_stay@yahoo.co.jp
舞子駅周辺ガイド	増本 徹	14期	781-0949	masumoto.akira0949@gmail.com
舞子駅周辺美緑花	中島 征一	19期	767-9350	kbsn-4519@hi-net.zaq.ne.jp
福田川クリーン作戦	山口 昭典	18期	793-2595	qqzs9emd@bell.ocn.ne.jp
のばら学園施設支援	庭瀬 正一	13期	709-1804	niwase@silver.ocn.ne.jp
ジョイ垂水施設支援	国枝 隆二	10期	753-2586	zan44430@lagoon.ocn.ne.jp
多聞ひまわり幼稚園施設支援	湊 理宙	11期	753-6168	hirominato@kobe.zaq.jp
サークル・クルレ施設支援	望月 幸次郎	19期	795-2451	mochi-kobe0930@nike.eonet.ne.jp

ボランティア保険 加入のすすめ

**シルバーカレッジ垂水会では、地域活動部会で
ボランティア活動をされている方々にボランティア保険の
加入を おすすめし、手続きを代行しています。**

通称「ボランティア保険」とは、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」のことです。

ボランティアが自発的に国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動（**往復途上を含む**）を行う際に、安心して活動するため、万が一の事故に備える保険です。

- ・ **保険料（年間）** : **市民活動災害共済プラン 1名 500円**
- ・ **補償期間** : **受付翌日～年度末まで（3月31日）**

ボランティア保険の概要

1. ボランティア自身がケガをした場合の「**傷害補償**」と
2. ボランティアが他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合の「**賠償責任補償**（1事故につき支払限度額5億円）」があります。
3. ボランティア自身が、活動中（**往復途上を含む**）に傷害補償の対象とならない**疾病**で亡くなった場合、「**死亡見舞金**（給付金額10万円）」が給付されます。
4. 「**傷害補償**」の内訳は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等があります。

詳細は、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」の説明書を参照ください。

<https://www.hyogo-wel.or.jp/public/volunteer.php>